

次代の北海道を担う青少年育成協議会規約（改正後）

（名称）

第1条 この協議会は、次代の北海道を担う青少年育成協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、関係機関が連携し、道内の青少年に、自身の努力と社会との関わりとを自覚させながら、次代の担い手としての自立を促し、もって将来の地域、産業を担う人材の育成を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 日本の次世代リーダー養成塾が主催する短期集中型プログラム「日本の次世代リーダー養成塾」に道内高校生を派遣すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事業

（構成）

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

（役員）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、北海道環境生活部長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から、第9条に規定する総会において選出する。

4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員職務）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあったとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

（任期）

第7条 役員任期は、1年とする。

（報酬）

第8条 役員及び委員は、無報酬とする。

（総会）

第9条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 会長は、委員の4分の1以上の者から総会の招集の求めがあるときは、これを招集しなければならない。

4 総会の開催の日時及び場所は、総会に付議すべき案件とともに、会長があらかじめ各委員に通知しなければならない。

(総会の議事等)

第10条 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。

- (1) 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
- (3) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
- (4) 協議会の解散に関する事項
- (5) その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項

2 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、会長があらかじめ指名した者がこれに当たる。

3 総会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、代理人又は書面をもって議決権を行使することができる。

5 前項の規定により議決権を行使した委員は、総会に出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、第1項第4号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。

7 前5項の規定にかかわらず、会長は、第1項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴することができる。この場合において、全ての委員(会長を除く。)の2分の1以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課内に設置する。

3 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。

4 事務局長は、北海道環境生活部くらし安全局道民生活課長をもって充てる。

5 事務局は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の総会の運営に関すること。
- (2) 協議会の広報に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関すること。

(財務及び会計)

第12条 協議会の事業に必要な経費は、道の負担金、協賛金、繰越金並びにその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、総会の議決を経て解散したときは、この限りでない。

3 監事は、監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し

必要な事項は、総会において議決の上定める。

(剰余金等の処理)

第13条 協議会は、決算において、剰余金が生じた場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

2 協議会は、決算において、欠損金が生じる見込みとなった場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(事故の処理)

第14条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(解散)

第15条 協議会が解散する場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長及び副会長であった者がこれを清算し、清算後は、各委員にその結果を通知するものとする。

2 協議会が解散する際に有する残余財産の処分は、解散を議決した総会の時に併せて議決を経て、その取扱いについて決定する。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が総会に諮って定める。

附則

この規則は、平成21年4月10日から施行する。

附則

この規則は、平成22年3月26日から施行する。

附則

この規則は、平成24年5月7日から施行する。

附則

この規則は、平成24年10月16日から施行する。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年3月25日から施行する。

附則

この規則は、令和3年3月23日から施行する。

附則

この規則は、令和5年3月 日から施行する。

## 別表（第4条関係）

## 次代の北海道を担う青少年育成協議会委員

委員名	備考
北海道経済連合会会長	
一般社団法人北海道商工会議所連合会会頭	
北海道経済同友会代表幹事	
北海道商工会連合会会長	
北海道中小企業団体中央会会長	
一般社団法人北海道建設業協会会長	
公益社団法人北海道観光振興機構会長	
北海道商店街振興組合連合会理事長	
北海道農業協同組合中央会会長	
ホクレン農業協同組合連合会代表理事会長	
北海道漁業協同組合連合会代表理事会長	
北海道林業協会会長	
北海道森林組合連合会会長	
北海道木材産業協同組合連合会代表理事会長	
北海道高等学校PTA連合会会長	
一般社団法人北海道貿易物産振興会会長	
公益財団法人北海道青少年育成協会会長	
北海道教育委員会教育庁学校教育局局長（高校教育課）	
北海道	
環境生活部長	会長
環境生活部くらし安全局長	
総務部法務・法人局長（学事課）	